

今治市公用車管理システム運營業務委託 公募型プロポーザル 質問及び回答

質問事項	具体的な内容	回答
実施要領 P1 2 見積限度額	各年度に限度額が設定されていますが、年度ごとの金額ではなく、総額が限度額内に収まっていれば問題ないのでしょうか。 (例えば、R9～R12 年度の見積額に年度ごとの増減があった場合など)	実施要領第 2 項「見積限度額」では、委託料の総額（税込 11,830,200 円）に加え、年度ごとの見積限度額を定めており、「参考見積書の金額が、以下の見積限度額を超過した場合は失格とする」と規定しています。 このため、総額が限度額内であっても、年度別の見積額が当該年度の限度額を超過した場合は、失格となります。
実施要領 P2 4 参加資格要件	今回の企画提案について、参加申請を行う当社（入札参加資格あり）ではなく、商品を提供する当社の 100%子会社（入札参加資格なし）が商品提供者となる形でも問題ないでしょうか。 また、認められない場合は、どのような形で入札参加申請を行えばよいのでしょうか。	子会社が機器・システム等を供給するのみで、業務の実施を担わない場合は、親会社が参加資格を満たし、業務全体の履行責任を負うことを前提に、認められる余地があります。 一方、機器・システム等を供給するのみならず、子会社がシステムの設定、導入支援、運用・保守等の業務の一部を実施する場合は、再委託に該当する可能性があるため、仕様書「10-3 再委託」に基づき、市の承諾を得る必要があります。ただし、業務の一括再委託は認められません。 なお、子会社が業務の大部分を実施するなど、親会社が形式的な参加者にとどまる場合は認められない可能性があります。その場合、子会社自身が参加申請を行う必要があり、参加表明受付締切までに入札参加資格を取得していることが条件となります。
仕様書 P1 2 履行期間	システムの稼働日は令和 9 年 3 月 1 日とされていますが、機器の設置やセッティングが間に合わない場合、稼働日の変更は可能でしょうか。	稼働日については、原則として変更を認めません。ただし、受注者の責めに帰することができない事由により、当初予定していた稼働日に稼働を開始することが困難となった場合は、協議の上、変更の可否を判断するものとします。
仕様書 P5 6-6. 鍵管理機能	鍵管理機の設置について、壁掛けやデスクへの据え付けなど、特定の設置方法を想定されていますでしょうか。	設置方法について、現時点で特定の方法を想定しているものではありませんが、庁舎出入口の風除室への設置を考えています。具体的な設置位置や方法については、設置環境等を踏まえて協議することを想定しています。

仕様書 P8 10. 運用保守	鍵管理機の日常的な運用・保守に関する問い合わせについては、弊社を介さず、鍵管理機の製造事業者のコールセンターへ直接問い合わせる運用でも問題ないでしょうか。	仕様書「10. 運用保守（1）問い合わせ対応」に定める問い合わせ対応は、本業務に含まれるため、受注者が責任をもって対応することを基本とします。 製造事業者のコールセンターを利用する場合であっても、単に機器に関する一般的な問い合わせを行う場合と、受注者に代わって本業務に係る問い合わせ対応を行う場合とを区別し、後者については、仕様書「10-3 再委託」及び契約書第6条の規定に従って取り扱う必要があります。
その他	本質問票への回答を確認したうえで、入札参加の可否を判断したいと考えています。その場合、辞退届等の提出は必要でしょうか。それとも、特段の手続きは不要でしょうか。	参加表明書の提出前であれば、特段の手続きは不要です。